

スマートな生活

市では、ごみの減量化や資源化を進め、循環型社会の実現を目指す「富士市ごみ処理基本計画（フジスマートプラン21）」を平成12年度に策定（平成13年7月20日号の広報ふじで紹介）。これに基づき、前期5か年の実施計画と、市民・事業者の行動計画を策定しました。

今回は、市民向けの行動計画「21箇条の富士市ごみ憲章」と、「スマートファミリー認定制度」について紹介します。



市民の行動計画「二十一箇条の富士市ごみ憲章」

市民を対象とした行動計画として、「二十一箇条の富士市ごみ憲章」を定めました。この憲章では、

- ・ 買い物にいくとき
- ・ 日常生活では？
- ・ ごみを出すときは？

の大きな三項目に分け、日常生活の中で、ごみ問題に対し具体的に何をすればよいかを、わかりやすくまとめています。詳しくは、五月下旬に配布予定のパンフレットをごらんください。

この憲章に基づいてごみを減らす生活を送ることで、平成十六年度までに、一人一日当たり七十グラム、一世帯平均に換算して、一日当たり二百グラムのごみの減量を目指しています。

※一世帯の平均人数は約二・九人

スマートファミリー認定制度

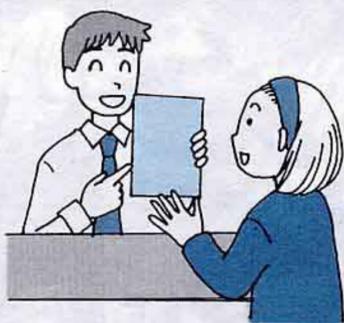
スマートファミリー認定制度とは、先に示した「二十一箇条の富士市ごみ憲章」など、フジスマートプラン21の行動計画を積極的に実施し、ごみの減量化やリサイクルの推進に大きく貢献した家族を認定し、表彰する制度です。

スマートファミリーの認定を受けるには？

① 認定希望者の募集

平成十四年度の募集期間は、六月三日から二十八日までです。

廃棄物対策課で、スマートファミリーの認定を希望する人に、第一回目の応募用カルテ（実践行動チェックシート）を配付します。応募時点で実行している行動内容などをチェックし、記入してください。



② いざ、実践!!

応募時に「フジスマートプラン21 富士市民行動計画」をお渡しします。

ごみの減量化は、「楽しみながら」が長続きのコツ

以前から、ごみの減量化は取り組んでいます。「二十一箇条の富士市ごみ憲章」の中には、生ごみのたい肥化やリサイクルなど、既に実践していることが多くありますね。また、この憲章は、ごみの減量化・資源化に対する取り組みが簡単にまとめられているので、とてもわかりやすいものだと思います。

ごみの減量化は、「あれもこれもやらなければ…」と考えずに、自分にできることから少しずつ始めることで、だれでも無理なく取り組んでいけると思います。近所の人たちと情報交換をしたり、他の人のよいところを取り入れたりして、楽しみながら続けることが長続きするコツですね。私は、腐葉土とぬかを使った生ごみのたい肥化などを行っています。いつも楽しみながら作業をしていますよ。

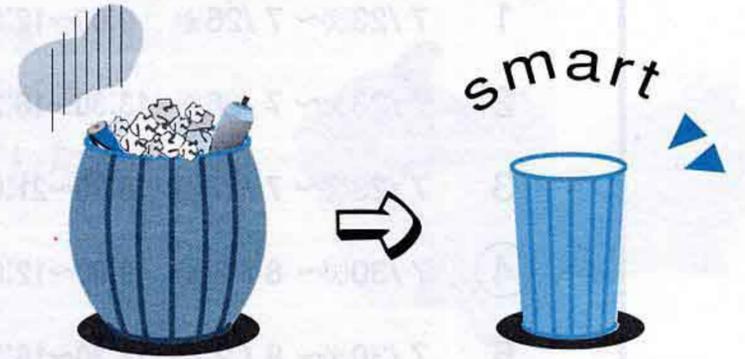


ごみの減量化に積極的に取り組んでいる
ひらはら 真澄 さん (厚原)

始めよう



家庭にある不用品を出し合う「フリーマーケット」もリサイクルの一つ



この中の「二十一箇条の富士市ごみ憲章」に掲載されている行動を、日常生活の中で実践していただきます。もちろん、憲章に掲載されていない、自分で工夫した内容でもOK!



③ どれだけ実践できたかな?

一定の期間を経て、第二回目の選考用カルテ（実践行動チェックシート）を配付します。これまで実践してきた活動について、チェックシートに記入します。応募用カルテでのチェック内容と比べて、大きな違いがあるでしょうか?



④ 集計・選考

皆さんからいただいたチェックシートを市で集計します。応募用カル

テと選考用カルテを比較し、「多くのごみ減量にかかわる活動を実践している」など、さまざまな審査基準をもとに、スマートファミリー認定者の選考を行います。



⑤ 認定・表彰

以上の行程を経て、ごみの減量化や資源化に大きく貢献した「ライフスタイルのスマートな家族」を認定します。認定された家族や、ユニークな活動を実践した家族などに対して、十一月に表彰式を行う予定です。



この「スマートファミリー認定制度」を継続していくことで、すべての市民が「スマートファミリー」になることを目指します。

■ スマート事業所認定制度

事業者についても、ごみ（事業系一般廃棄物）の減量化や資源化を実施していただくための行動計画を定めました。

事業者が目指すごみの減量化や資源化の程度は、事業の種類などにより異なります。まず、自分の事業所のごみの排出状態を十分に把握し、ごみの減量化・資源化計画を作成しましょう。

また、「スマートファミリー認定制度」と同様に、行動計画に基づいてごみの減量化や資源化、再生利用に積極的に取り組む事業所を「スマート事業所（環境にやさしい事業所）」として認定していくことを検討しています。

※事業活動に伴い、店舗や事務所などから出るごみの中で、産業廃棄物に区分されないもの。

問い合わせ

廃棄物対策課

☎55-2769